

令和3年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

令和3年3月26日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和3年4月 1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下のホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

1. 総合評価の種別と配点

- ・チャレンジ型の新設

「施工能力評価型（I型・施工計画重視型・チャレンジ型の新設）」

..... 1

2. 地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

- ・「災害時の事業継続力の認定状況の評価」の追加

..... 2

- ・「ボランティア活動実績評価期間」の見直し

..... 4

3. その他基準関係の明確化について

- ①「企業の能力等」の基準の明確化

..... 5

- ②「技術提案」の基準の明確化

..... 5

1. 総合評価の種別と配点

方針 チャレンジ型の新設

「施工能力評価型（I型・施工計画重視型・チャレンジ型の新設）」

実績評価の比率を下げ、技術提案力をより高くすることにより「担い手確保や育成を目指す中小企業」の参加が想定される工事や、その他実績評価の比率を下げるにより受注機会の拡大をはかることが望ましい工事については、

チャレンジ型を適用できるように「施工能力評価型（I型・施工計画重視型・チャレンジ型）」を新設する。

難易度Ⅲの「S型（WTO、チャレンジ型）以外」の工事に適用

現行基準

- 施工能力評価型（I型・施工計画重視型）

総合評価対象（40点）			
施工計画 20点	企業の 能力等 8点	技術者の 能力等 8点	地域精通 度・貢献 度 4点

- 施工能力評価型（I型）

総合評価対象（40点）			
施工計画 （可か不可のみ を評価）	企業の 能力等 16点	技術者の 能力等 16点	地域精通 度・貢献 度 8点

- チャレンジ型の設定なし



新基準

- 施工能力評価型（I型・施工計画重視型）

総合評価対象（40点）			
施工計画 20点	企業の 能力等 8点	技術者の 能力等 8点	地域精通 度・貢献 度 4点

- 施工能力評価型（I型）

総合評価対象（40点）			
施工計画 （可か不可のみ を評価）	企業の 能力等 16点	技術者の 能力等 16点	地域精通 度・貢献 度 8点

【新設】

- 施工能力評価型

（I型・施工計画重視型・チャレンジ型）

総合評価対象（30点）		
施工計画 20点	企業の能力等 5点	技術者の能力等 5点

2. 地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

方針 「災害時の事業継続力の認定状況の評価」の追加

中部地方整備局管内の建設会社が備えている事業継続力を評価し、適合した建設会社を認定・公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって中部地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上、ひいては地域防災力の向上を目的とする「建設BCP認定制度」が令和2年2月より開始された。

◆港湾空港関係における建設BCP認定制度について

1. 目的

- 本制度は、建設会社における事業継続計画の策定を促進するとともに、中部地方整備局の港湾空港関係の災害協定に基づき、災害対応業務の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上を目的とするものである。

2. 港湾専門項目の必要性

- 中部地方整備局は、大規模災害時において、緊急確保航路等の航路啓開及び港湾施設の早期復旧に取り組む責務を担っており、その実施に際しては建設会社の協力が必要不可欠。
- 実施にあたっては、津波及び高潮に伴う警戒・注意報等の情報並びに気象・海象条件を適切に見極めた上で、作業船団等による海上作業や堤外地での作業となるなど、その厳しい現場条件等を熟知しておく必要がある。
- そのため、港湾専門項目を設定することで、建設会社には、港湾特有の現場条件等を考慮した実効性のある事業継続計画の作成を期待するもの。

3. 認定の概要

- 認定は、評価要領（共通項目）及び評価要領（港湾空港専門項目）をもとに評価を行い、適合した申請会社に対し、中部地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、3年間の有効期限をもつ認定証を発行する。

スケジュール

【令和2年度 第1回受付】

令和2年	2月	制度開始・申込み案内
	4月	BCP受付開始
	5月	受付締切
	10月	BCP認定

【令和2年度 第2回受付】

令和2年	9月	申込み案内・BCP受付開始
	10月	受付締切
	1月	BCP認定

令和3年度 港湾工事の総合評価
による加点を開始

2. 地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

方針 「災害時の事業継続力の認定状況の評価」の追加

建設会社における事業継続計画の策定を促進するために令和3年度から、「中部地方整備局の港湾空港関係における建設BCPを認定された企業」について評価を実施する。

WTO、チャレンジ型以外の「港湾土木工事（A及びB等級対象工事）」、「港湾等しゅんせつ工事（A及びB等級対象工事）」に適用

現行基準

特になし

新基準

- 中部地方整備局が、認定した企業が備えている基礎的事業継続力について評価する。
- 認定書に記載される有効期限内（3年間）にあること。（令和2年10月認定開始）
- 中部地方整備局（港湾空港関係）における災害時建設事業継続力認定を受けた社を評価
- 認定企業一覧については、中部地方整備局のHPにより確認すること。

◆「災害時の事業継続力の認定状況」の評価表

新規追加

評価項目		評価基準	配点	
災害時の事業継続力の認定状況	建設BCP認定制度（中部地方整備局の港湾空港関係）での認定の有無	認定あり	1.0点	1.0点
		認定なし	0.0点	

2. 地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

方針 「ボランティア活動実績評価期間」の見直し

「ボランティア活動実績評価期間」について、新型コロナウイルスの影響を踏まえて、対象期間を現在の公告日の前年度に「前々年度」を加え対象期間を拡大する。

WTO、チャレンジ型以外の工事に適用

現行基準

- 中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績※

※国又は地方公共団体（港湾管理者・自治会を含む）が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局（港湾空港関係）がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。



新基準

- 中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は「前々年度～前年度」のボランティア活動実績※

※国又は地方公共団体（港湾管理者・自治会を含む）が主催又は後援する港湾・海岸に関するボランティア活動、中部地方整備局（港湾空港関係）がこれと同等と認めるボランティア活動への参加実績が、4回以上あるかについて確認する。

◆「ボランティア表彰・ボランティア活動実績」の評価表

見直し前



評価項目		評価基準	配点
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は前年度のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり	1.0点
		表彰なし及び実績が4回未満	0.0点

見直し後

評価項目		評価基準	配点
ボランティア	中部地方整備局管内(港湾空港関係)のボランティア表彰[過去5年間]、又は「 <u>前々年度～前年度</u> 」のボランティア活動実績	表彰または4回以上の実績あり	1.0点
		表彰なし及び実績が4回未満	0.0点

3. その他基準関係の明確化について

①「企業の能力等」の基準の明確化

- ◆登録海上起重基幹技能者(海上起重)、建設マスター等を配置する工種の対象を明確化
- 登録海上起重基幹技能者(海上起重)、建設マスター等の配置について、当該工事において代表的な工種で且つ品質確保への寄与度が高い工種に限定して契約図書等に配置する工種を明記する。

②「技術提案」の基準の明確化

- ◆オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の明確化
- オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例について「判断材料として評価しない具体例」等の追加